

高砂市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用することにより、新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の印刷物及び刊行物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる状態にあると市長が認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性があるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝するもの
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (8) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (9) その他市長が広告媒体に掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 広告が次に掲げる者又は業種に係るものであるときは、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業者又は業種
- (2) 消費者金融及び高利貸に係る事業者又は業種
- (3) たばこに係る事業者又は業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る事業者又は業種

- (5) 法令に定めのない医療に類似する行為に係る事業者又は業種
 - (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の事業者
 - (7) 各種法令に違反している事業者
 - (8) 高砂市税に滞納がある事業者
 - (9) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でない者又は業種
- 3 前 2 項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

（広告の規格等）

第 4 条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに各部局の長が別に定める。

（広告の募集方法）

第 5 条 広告の募集方法及び選定方法は、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、各部局の長が別に定める。

（審査機関）

第 6 条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、高砂市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は、政策部経営企画室長をもって充てる。
- 3 審査会の委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 4 審査会の委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができるものとする。
- 5 審査会の委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第 7 条 審査会の会議は、広告内容等、広告掲載に関して疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要あると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、政策部経営企画室企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項は、政策部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19年 10月 1日から施行する。

この要綱は、平成 21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 10月20日から施行する。